

この指数表は、施設の定数を超える場合に選定資料として使用します。

希望学童 保育所名	学童保育所	児童氏名	保護者氏名
		卒園した保育園・幼稚園名(新卒児童のみ)	

### 栗東市立学童保育所入所基準指数表

下記の該当する点数に○印を付け、小計・加減・合計欄に記入してください。

事 項			点数		備考	
			父	母		
①居宅外労働	外勤・居宅外自 営	月20日以上かつ15時以降就労かつ6ヶ月以上継続勤務 ※1	10	10		
		月16日以上かつ15時以降就労かつ6ヶ月以上継続勤務 ※1	8	8		
②居宅内労働	居宅内の自営	月20日以上かつ15時以降就労かつ6ヶ月以上継続勤務	8	8		
		月16日以上かつ15時以降就労かつ6ヶ月以上継続勤務	6	6		
③親のいない 家庭	死亡・行方不明・拘禁		11	11		
	離婚・未婚・その他		10	10		
④出産・傷病・ 障がい等	妊娠・出産	妊娠5カ月以上、産後6ヶ月になる月の末日		6	産後6ヶ月なる月の末 日まで	
	傷病	入院概ね6ヶ月以上継続	10	10	全治するまでの 期間	
		居宅内療 養	常時病臥状態が6ヶ月以上継続	10		10
			一般療養 安静を要する状態が6ヶ月以上継続	6		6
	心身の障がい	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害者手帳1級		10	10	手帳のある期間
身体障害者手帳3・4級 療育手帳B1 精神障害者手帳2・3級		6	6			
⑤同一世帯の 病人等の介護	入院・施設等付 添	月20日以上かつ15時以降も付添かつその状態が6ヶ月以上継続	10	10	全治するまでの 期間	
		月16日以上かつ15時以降も付添かつその状態が6ヶ月以上継続	8	8		
	自宅介護・ 看護	重度障がい者等の全介護(障害者手帳1・2級、介護認定3～5)		10	10	
		上記以外の介護(看護)の場合		4	4	
⑥災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合			10	10	復旧までの期間	
⑦就労内定・ 学生等	就労内定・開業予 定	月20日以上かつ15時以降就労かつ6ヶ月以上継続勤務 ※1	6	6	入所は就労後	
		月16日以上かつ15時以降就労かつ6ヶ月以上継続勤務 ※1	4	4		
	通学	卒業後に就労を目的とする月20日以上かつ15時以降就学かつ6ヶ月以上継続就学	6	6	在学期間	
		卒業後に就労を目的とする月16日以上かつ15時以降就学かつ6ヶ月以上継続就学	4	4		
	通学 内定	卒業後に就労を目的とする月20日以上かつ15時以降就学かつ6ヶ月以上継続就学	5	5		
		卒業後に就労を目的とする月16日以上かつ15時以降就学かつ6ヶ月以上継続就学	3	3		
個別判定			小計			
加算要件・ 減点要件	1年生		0			
	2年生		0			
	3年生		0			
	4年生		-1			
	5年生		-2			
	6年生		-4			
	ひとり親家庭で祖父母と別居		2			
	兄弟姉妹(1～3年生)が学童保育所に入所している場合(年度途中の入所に限る)※2		2		金勝・大宝西対象	
	兄弟姉妹が学童保育所に入所する場合		2		金勝・大宝西以外	
	ひとり親家庭で70歳未満の祖父母と同居		0			
	保育可能な70歳未満の祖父母と同居		-2			
	保育可能な70歳未満の祖父母が同一小学校区内に居住している場合(ひとり親家庭除く)		-2			
	弟・妹を家庭で保育している場合		-2			
	月20日以上就労はしているが、16時には帰宅できる場合		-5			
	月16日以上就労はしているが、16時には帰宅できる場合		-7			
月20日以上就労はしているが、17時には帰宅できる場合		-2				
月16日以上就労はしているが、17時には帰宅できる場合		-4				
			加減			
			合計		個別判定父+母+ 加減	

※1 2交代制勤務等、この限りではない場合があるので、確認すること。

注) ※2 民設学童保育所がないため、金勝・大宝西学童保育所のみ対象とする。入所申込募集  
時点で民設学童保育所がない場合は、葉山・葉山東学童保育所も対象とする。

備考 (1) 保護者のそれぞれについて、基準指数を求め、合算して当該世帯の指数とする。

(2) 上記いずれもその状態が分かる書類等の提示を求めることがある。

